

〔商品概要説明書〕

外貨通知預金

(平成21年7月1日現在)

1. 商品名	外貨通知預金
2. 販売対象	個人または法人のお客様
3. 期間	定めはありません。(ただし、最低7日間の据置期間が必要です。)
4. 預入方法 (1)・預入方法 (2) 取扱通貨 (3)・預入金額	当行の本支店窓口で、お預入れいただけます。 米ドル他当行取扱通貨 100通貨以上、1補助通貨単位
5. 払戻方法	当行の本支店窓口(お預入いただいているお取引店に限ります。)で、解約ご依頼時に一括して払戻します。(ただし、解約予定日の2営業日前までに通知が必要です。)
6. 利息 (1)・適用金利 (2)・利息支払 (3)・計算方法 (4)・利子課税	<p>利率は個別にお問い合わせ願います。 利率については窓口までお問い合わせください。</p> <p>利息は解約時に一括して支払います。</p> <p>付利単位を1補助通貨単位として、1年を360日とする日割り計算により利息を計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息は、市場金利をもとに決定した当行所定の適用金利により以下の計算式で算出します。 $\text{外貨金額} \times \text{年利} \times \text{日数} / 360 \text{日} \times \text{払出日TTB}^* = \text{利息円貨額}$ $\text{利息円貨額} - (\text{利息円貨額} \times \text{国税} 15\% + \text{利息円貨額} \times \text{地方税} 5\%) = \text{受取利息円貨額}$ <p>(*元利金合計が10万通貨以上の場合は市場実勢相場を基準として当行が定める相場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人：分離課税(国税15%および地方税5%、合計20%) 法人：総合課税(非課税法人の場合は非課税) ・外貨預金にはマル優はご利用いただけません。
7. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際(お預入れ時)および外貨を円にする際(ご解約時)は手数料(1米ドルあたり片道1円(往復2円)、1ユーロあたり片道1円50銭(往復3円)、1豪ドルあたり片道2円50銭(往復5円)等)がかかります。お預入れおよびご解約の際は、この手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTS相場(お預入れ時)、TTB相場(ご解約時)をそれぞれ適用します。為替相場の変動リスクを含め、円貨換算にともなう差額はお客様の責任においてご負担いただきます。(当日の取引額が10万通貨単位以上となる場合は、お預入れ時・ご解約時とも当日のTTS相場・TTB相場ではなく、市場実勢相場に基づく当行所定の相場を適用します。) <p>【その他手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル現金での預入・払出は、1ドルあたり3円の手数料が掛かります。(外貨現金取扱店に米ドルでお預入の場合のみ取扱可能となります。) ・旅行小切手での預入は外貨取扱手数料〔外貨額の0.05%(最低2,500円)〕+メール期間金利が掛かります。(旅行小切手取扱店にお預入の場合のみ取扱可能となります。) ・旅行小切手での払出はできません。 ・ご本人の外貨預金口座への振替は、手数料が掛かりません。 ・外貨建送金での払出は、以下の手数料が掛かります。 (海外電信送金の場合)送金手数料：4,500円、外貨取扱手数料：外貨額の0.05%最低

	<p>2,500円、支払銀行手数料： 依頼人負担の場合のみ 2,500円</p> <p>(国内送金他行の場合)送金手数料：3,500円</p> <p>(国内送金自行的場合)送金手数料：1,500円</p> <p>詳しくは、別途お渡しする「外貨預金に関する手数料」をご参照ください。</p>
8. 付加できる特約事項	-
9. 預金保険の適用	預金保険の対象外です。
10. 元本欠損リスクと要因	外貨預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、お支払時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回るリスク(為替変動リスク)があります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり5円等)がかかるため、お支払時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ることがあります。
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	やむを得ず据置期間内に解約される場合は、約定の利率は適用せず、解約日における当行所定の外貨普通預金利率にて、日割り計算により利息を算出してお支払いします。(円に替える際の相場は元本と同一相場を使用します。)
12. 想定されるリスク	外国為替市場において外国為替取引が行われない場合など、外貨預金のお預入れや払戻しに応じられないことがあります。
13. その他の説明事項	<p>・個人：総合課税(雑所得として、確定申告が必要です。)</p> <p>ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合は申告は不要です。</p> <p>なお、為替差損については雑所得から控除することができます。</p> <p>・法人：総合課税(非課税法人の場合は非課税)</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。</p>
(2)・取扱時間帯について	窓口の取扱時間帯は、米ドル・ユーロは平日午前10時頃、それ以外の通貨は平日午前11時30分頃(当日の取引相場確定後)から午後3時までです。
(3)・先物為替予約	原則として、入出金ともにお取扱いいたしません。

〔外貨通知預金〕